

+ 貨物概要

酸化アルミニウムを主体とする石油脱流用触媒で使用済みのもの。触媒作用は失われており、再生後、再び触媒として使用されるもの。

+ 分類

関税率表第 2620.40 号 (統計番号 2620.40-000) のアルミニウムを主成分とする残留物

+ 分類理由

触媒作用のない使用済み触媒ですので、触媒として第 38.15 項に分類されるものではありません。関税率表解説第 26.20 項には、この項に含まれる物品の例示として、「使用済み触媒で、金属の採取又は化学品の製造のみに使用できるもの」があり、原料として酸化アルミニウムの再生に使用されるもので、アルミニウムを主成分とするものであることから、上記のとおり分類されます。

(参考) 主成分は、金属単体の含有割合により決定します。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)